

公文書館常設展

久喜市公文書館へようこそ
公文書館利用案内

市では、他の自治体に先駆けて公文書館を建設し、平成5年10月に公文書館制度を確立してから現在まで、独自の公文書管理を行ってきました。公文書館や所蔵する歴史公文書の利用などについて、利用者の皆さんに紹介しています。

開催期間 8月9日(金)まで
※土・日曜日、祝日を除く
場所 公文書館1階展示室
入館料 無料
問合せ 公文書館公文書係
☎23・5010

都市計画に関する公聴会

県が決定する次の都市計画の変更案を作成するに当たり、住民の皆さんから意見をいただくため、公聴会を開催します。

◆公聴会

日時 5月29日(水) 13時30分
場所 鷺宮総合支所4階405会議室

内容 ①久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 ②久喜都市計画区域区分の変更 ③久喜都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更

※公述の申し出がない場合、公聴会は中止となります。

※傍聴を希望する方は、5月24日(金)以降に市都市計画課にお問い合わせください。

◆都市計画の変更の構想(原案)の閲覧

期間 4月26日(金)～5月17日(金) 8時30分～17時15分

※土・日曜日、祝日を除く
場所 県都市計画課、県杉戸県土整備事務所、市都市計画課

内容 ①久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更原案 ②久喜都市計画区域区分の変更原案 ③久喜都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更原案
※原案は、4月26日(金)から県ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/toshikerakakunosintyoku/>)または市ホームページ(www.toshikerakakunosintyoku.jp)で閲覧できます。

◆公述の申し出

変更案について意見のある方は、公聴会の前に申出書を提出してください。

対象 久喜市に住所を有する個人・法人

提出期限 5月17日(金) 17時15分 必着
提出方法 公述申出書(各閲覧場所配布)に必要事項を明記の上、持参または郵送で、

市都市計画課(〒346-18

501 所在地記入不要)または県都市計画課(〒330-19301 所在地記入不要)へ

※県電子申請届出サービスによる提出もできます。詳細は、県ホームページをご覧ください。

その他 公述希望者が多い場合は、公述人を選定することがあります。なお、公述人1人当たりの公述時間は、おおむね10分以内となります。

問合せ ①②県都市計画課 ☎048・830・5341
③県住宅課 ☎048・830・5571 / 市都市計画課(内線3682)

緑の保存を支援します

緑は、私たちに安らぎを与え、生活に潤いをもたらす、地球温暖化防止に役立つなど大切な役割を担っています。緑の保存にご協力をお願いします。

◆緑のリサイクル制度

市内の家庭や事業所などで不要となる樹木(鉢植え含む)を登録・紹介することで樹木を有効利用し、緑を保全するリサイクルに取り組んでいますので、ご活用ください。

◆譲ります

・キンモクセイ2m 6本
・イチイ50cm 4本

・ソテツ1m 1鉢/30cm 2鉢
・クロマツ1・8m 1本/1・3m 1本

※それぞれ申込順
申込開始 4月25日(休) 9時
申込方法・問合せ 電話で、環境課環境企画係(内線2823)へ

不法投棄は犯罪です

道路や河川、公園等にごみ袋が捨てられているのを見たことはありませんか。

家庭ごみを決められた場所(収集所等)以外に捨てる行為は、不法投棄といえます。不法投棄されたごみが新たなごみを呼んでしまったり、ごみを撤去してもまたすぐ捨てられてしまったりと、不法投棄は後を絶ちません。

不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為であり、行為者には5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。また、テレビ等の家電製品の不法投棄も犯罪となります。テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機の家電4品目は、特定家庭用機器再商品化法に基づき、リサイクル料を支払い、小売業者等に引き渡してください。

軽い気持ちで捨ててしまつたとしても、不法投棄は犯罪行為です。不法投棄はやめましょう。

また、不法投棄の現場を見つけた場合は、県の「産業廃棄物不法投棄110番」(☎0120・530・384)へご連絡ください。

問合せ 環境課環境保全係(内線2826)

光化学スモッグにご注意ください

5月から9月にかけては、光化学スモッグが発生しやすい時期です。

光化学スモッグは、目や喉の粘膜に刺激を与え、健康被害を引き起こすことがあります。光化学スモッグ注意報等が発令されたら、健康被害に遭わないために、次の点にご注意ください。また、自動車の使用を控えるようご協力ください。

・屋外での激しい運動は避けましょう

・目などに刺激を感じたら、すぐ室内に入りましょう
・乳幼児、お年寄り、病弱な方は被害を受けやすいので、特に注意しましょう

問合せ 県大気環境課企画監視担当 ☎048・830・3057